

八代市外国人観光客受入環境整備強化支援補助金交付要綱

(一社)DMOやつしろ第14号

平成30年12月28日決定

(通則)

第1条 一般社団法人DMOやつしろ(以下「DMOやつしろ」という。)が実施する外国人受入環境整備強化支援補助金(以下「補助金」という。)の交付については、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、大型クルーズ船寄港による外国人観光客や増加する外国人旅行者への受入れ環境の強化を図ることを目的とする。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者(以下「補助事業者」という。)は第4条に定める施設で、第6条第1項に定める事業を自らの費用負担で実施する者とする。ただし、次の各号に該当する団体及び個人は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団(熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等(暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)に該当する者があるもの。

(補助金交付対象施設)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市内に事務所、店舗等を有する事業者又は団体であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 宿泊事業者(旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受け、かつ、同法第2条に定める旅館業を営んでいる者)
 - (2) 飲食事業者(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の許可を受け、かつ、同法第51条に定める営業を行う者)
 - (3) 土産品販売店等を営む者
 - (4) 八代市内に事務所を有し、八代市内で活動している者
 - (5) 団体の定款、規約、会則等を有する地域活動団体
 - (6) その他、DMOやつしろが必要と認める者又は団体
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者及び団体については、補助対象者としなない。
- (1) 市税の滞納がある者
 - (2) 他の補助金の交付又は申請をしている者又は団体
 - (3) 政治活動を行うことを目的とした団体
 - (4) 宗教活動を行うことを目的とした団体
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に掲げる店舗型性風俗特殊営業を行っている施設及びこれに類する団体

(補助金交付対象事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業は、外国人観光客の受入環境の強化に係る事業とする。

(補助金交付対象経費等)

第6条 DMOやつしろ代表理事(以下「代表理事」という。)は、補助事業者が別表1の補助事業の欄に掲げる事業を行うために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として必要かつ相当と認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 補助対象経費は、別表1の補助対象経費の欄に掲げるものとする。なお、別表1の補助対象外経費の欄に掲げる経費については、補助金の交付対象にしないものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、別表2に掲げるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の経理等)

第8条 補助事業者は、補助事業に係る経理についてその収支の事実を明確にした書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(検査等)

第9条 代表理事は、補助事業者に対し補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係る帳簿書類その他の物件について、立ち入り検査をし、又は報告を求めることができる。

2 代表理事は、補助事業中及び完了後においても、補助事業者の事業所その他必要な場所に立ち入り、当該補助事業者に係る取得財産等の管理状況その他必要な調査を行うことができる。

(補助事業の公表と成果の発表)

第10条 代表理事は、補助事業者の名称及び代表者名を公表することができる。

2 代表理事は、必要があると認めるときは、補助事業の成果を公表し、また補助事業者に発表させることができるものとする。

(八代市との情報共有)

第11条 本事業を円滑に実施するにあたり、必要に応じて、八代市と情報を共有することとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この運用に関する必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月28日から施行する。

別表1（補助事業及び補助対象経費等）

補助事業	<p>補助対象者が補助対象施設において実施する以下の事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設の案内表示、室内設備の利用案内、商品メニュー等の多言語化 (施設周辺マップの多言語化、ピクトグラムの導入を含む。) 2 ホームページ、パンフレット等広報物の多言語化 3 フリーW i F i（無線LAN環境）の整備 4 館内及び客室内のテレビの国際放送設備の整備 5 多言語翻訳機の整備 6 クレジットカード決済端末の導入 7 和式トイレから洋式トイレ及び多機能トイレ等への改修（以下、「トイレ改修」という。） 8 その他、代表理事が外国人観光客の受入対応の強化のために必要と認める事業
補助対象経費	<p>上記の事業に係る経費のうち、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設整備費、備品購入費、設置工事費、改修工事費、制作費、印刷製本費、翻訳費等 ただし、以下は補助対象経費から控除する。 ・寄付金や広告収入、国、県等の補助金の収入
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の支援対象案件として交付決定を受ける前の経費 ・経常的な経費（施設設備の維持管理費、光熱水費、人件費、事務的経費等） ・事業目的に照らして直接関係しない経費や補助金の交付に関して適切ではない経費 ・消費税及び地方消費税相当額（団体を除く） ・他の補助金等の補助制度の対象となった経費（国、県等の補助金を除く。）

別表2（補助金の額）

<p>DMOやつしろが補助事業者に交付する補助金の額は、次に掲げる額とする。</p> <p>事業者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助率 <ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業者当たりの補助対象経費の4分の3以内。 2 補助限度額 <ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業者当たり、100千円を限度。ただし、トイレ改修については1補助事業者当たり、600千円を限度。 <p>団体</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補助率 <ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業者当たりの補助対象経費の10分の10以内。 2 補助限度額 <ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業者当たり、1,000千円を限度。
--